

小千谷市ふるさと納税返礼品提案募集要領

1. 目的

ふるさと納税制度を活用し、市の地場産品等の PR 及び地元産業の活性化を図るため、市へのふるさと納税寄附者に対して贈呈する返礼品の提案の募集を行うものです。

2. 応募資格

市とともに、市の地場産品の PR や地元産業の活性化に積極的にかかわっていただける事業者で、以下のいずれにも該当する者とします。

- (1) 市内に事業所（本店・支店問わない）がある法人、団体及び個人事業者。ただし、本要領3（1）の要件に適合する商品を提供する場合は、市外の事業者も対象とします。
- (2) 各種法令に遵守して生産・製造・販売を行っていること。
- (3) 納期が到来した市税（市・県民税、固定資産税、法人市民税等）に未納がないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員が、経営に実質的に関与していないこと。
- (5) 市が指定するふるさと納税管理システムを利用し、自社の責任において、インターネットを利用した返礼品の出荷依頼の受付、配送データの管理及び発送作業が行える環境が整っていること。
- (6) 自社ホームページ等にふるさと納税ポータルサイトへのリンクバナーの貼付や、返礼品の発送の際に市の魅力発信につながる販促品を同封するなど、ふるさと納税の PR に積極的に協力できること。

3. 募集する返礼品について

(1) 以下の条件をいずれも満たすこととします。単品だけでなく、各種商品の詰め合わせ等のセット商品や定期発送商品、食品以外も対象とします。

ア 「**地場産品の基準について**」（別紙1）に定める〈地場産品基準〉に適合するものであること。

イ 市の魅力を発信できる商品・サービス等であること。

ウ 品質及び数量の面において、安定供給が見込めるものであること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものは、事前に用意できる期間、個数を明示の上、取り扱うことができます。

エ 佐川急便により発送可能なものであること（サービスは除く）。

オ 商品に関する法令等を遵守していること（法令等をよく調査し、確実に遵守していることを確認してから提案をしてください）。

※米の提案については、上記以外の要件がありますので、「**米の提案に関する基準について**」（別紙2）を参照してください。

(2) 返礼品の価格、送料及び寄附金額については、以下のとおり取り扱うこととします。

ア 返礼品価格は、商品の本体価格に荷造・箱・梱包代・消費税及び地方消費税を含めた価格とします。

イ 送料は、佐川急便の規定による料金を、市が直接佐川急便に支払います。

ウ 寄附金額は、返礼品価格が寄附金額に対し3割以内となるよう、市が決定します。

4. 返礼品発送までの流れ



※「さとふる」「三越伊勢丹ふるさと納税」では流れが異なります

5. 返礼品提供事業者として登録することのメリット

- (1) ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像、商品名、企業名などを掲載します。
- (2) 市が作成するふるさと納税パンフレット等に商品を掲載します。
- (3) 返礼品発送の際に、返礼品提供事業者のパンフレット、チラシ等を同梱して発送することができます。

6. 応募方法

「小千谷市ふるさと納税返礼品提案書」（別紙3）を提出してください。また、提案者の事業概要、返礼品がわかる資料（写真、チラシ、パンフレット）を必ず添付してください。

※複数の提案をする場合は、返礼品ごとに提案書を作成してください。

※採用決定後、ホームページ等への掲載用画像を別途データにて提出してください。

7. 提出方法

持参、郵送又はメールのいずれかの方法で、市がふるさと納税業務を委託する事業者（以下、委託事業者）へ提出してください。委託事業者にて取りまとめを行い、翌月の月初に市へ提出します。

※「12. 申込み・お問い合わせ先」を参照ください。

8. 選定方法及び結果通知

(1) 選定方法

提案書について書類審査を行った後、市が選定します。

(2) 結果通知

委託事業者より提出のあった同月の15日までに市から通知します。

9. ポータルサイト及びふるさと納税パンフレットへの掲載

(1) ふるさと納税ポータルサイトへの掲載

採用となった場合、ふるさと納税ポータルサイトへの掲載（受付の開始）は、提案書が市へ提出されてから2か月後となります。なお、提案数が多い場合は、掲載までに時間を要する場合があります。

「さとふる」への掲載手続き等は、「さとふる」との契約等に関する打ち合わせを含めてすべて各返礼品提供事業者で行っていただきます。

(2) ふるさと納税パンフレットへの掲載

ふるさと納税パンフレットには、通年で受付可能な返礼品を中心として市が選定した返礼品のみ掲載します。期間限定・数量限定の返礼品については掲載できない場合があります。

10. 採用の期間

返礼品として採用される期間は、返礼品として採用された日の属する年度の末日までとします。なお、当該年度末までに採用期間の更新に関する手続きを行い、市からの認可を得た場合は、採用期間を1年間延長するものとします。

11. その他の留意事項

(1) 次のいずれかに該当するときは、委託事業者に対し、速やかに報告しなければなりません。

ア 商品の品質及び発送過程において事故等のトラブルが生じたとき。

イ 商品について寄附者から苦情等が寄せられたとき。

ウ 在庫不足等により商品の発送が困難になる恐れが生じたとき。

エ 商品が販売中止又は終了となる時。

オ その他提案書の記載事項に変更が生じたとき。

(2) 次のいずれかに該当したときは、予告なく取り扱いを中止する場合があります。

ア 提案内容に虚偽があったとき。

イ 商品内容及び事業者が本要領の応募要件を満たさなくなったとき。

- ウ その他返礼品として取り扱いがふさわしくないと市が判断したとき。
- (3) 採用を決定した返礼品は、市ホームページ、ふるさと納税ポータルサイト、ふるさと納税パンフレット等に掲載します。また、広報活動を行う中で、必要に応じ、その他の媒体へ情報提供することがあります。
- (4) 返礼品発送にあたり共有される個人情報は、発送業務のためだけに使用し、第三者へ提供することはできません。また、自社の顧客管理に利用することはできません。
- (5) ご提出いただいた提案書等は、返却できません。また、提案書の提出に伴う関係諸費用は提案者の負担となります。
- (6) 返礼品の品質等に関して寄附者から寄せられた問い合わせや苦情は、自社の責任において、真摯に対応し解決するものとします。また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切の責任を負いません。**

12. 申込み・問合わせ先

(申込み先)

〒947-0028 小千谷市城内1丁目8番25号
小千谷市総合産業会館サンプラザ内
一般財団法人 小千谷市産業開発センター ふるさと納税係
TEL 0258-83-4800 FAX 0258-82-1330
E-mail furusato-ojiya@ojiyasunplaza.jp

(問合わせ先)

〒947-8501 小千谷市城内2丁目7番5号
小千谷市役所 企画政策課企画経営係
TEL 0258-83-3507 FAX 0258-83-2789
E-mail plan-kk@city.ojiya.niigata.jp